

1. 入札に付すべき事項 別紙仕様書のとおり
2. 入札保証金 免除
3. 入札執行場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第3共通会議室
4. 入札執行日時(即時開札) 令和7年11月10日(月) 午後2時00分
5. 次の場合に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 大阪市契約規則第28条第1項各号の一に該当する入札
 - (2) 公告文に定める入札参加資格を有しない者がした入札、又は委任状による確認を受けない代理人がした入札
 - (3) 大阪市政策企画室所定の入札書を用いないでした入札
 - (4) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
 - (5) 再度入札(2回目以降の入札)の場合にあたっては、前回最低入札金額以上でした入札
 - (6) 資格審査資料の提出が必要な案件において、指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった者、又は資格審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札
 - (7) 関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札
 - (8) 申出書類に虚偽の記載をした者がした入札
6. 入札記載金額について
 - (1) 金額欄には総額を記載するとともに、入札書別紙「契約単価表」に単価及び金額を記入すること。
 - (2) 入札書と入札書別紙「契約単価表」との間に、押印(割印)すること。なお、割印は入札書に押印した印と同じものを用いること。
 - (3) 落札決定にあたっては、「入札書に記載された金額」に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (4) 金額の頭に¥を記載すること。
7. その他
 - (1) 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく契約締結の手続きを行うこと。
 - (2) 入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由がなく指定期限までに契約を締結しないときは契約規則第21条第2項により落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合は、履行期間内に支払うことが見込まれる総額)))の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。
 - (3) 提出済みの入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
 - (4) 入札書への記名押印は、個人については本人が、法人については代表者が、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が行うこと。
 - (5) この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、

契約者は契約金額を1年あたりの額に換算した額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。

(6) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約締結を行わないものとする。